

Welcome to 沼土

令和 8 年 6 月 1 日
静岡県沼津土木事務所

【事業名】

地震対策(プロジェクト「TOUKAI-0+ (プラス)」)

【事業概要】

想定される巨大地震による建物倒壊から県民の生命を守り、助かった命をつなぐため、旧耐震基準の木造住宅の耐震化と減災化を、市町と連携して促進しています。

＜耐震化の取り組み＞

①わが家の専門家診断事業

市町が派遣する専門家による耐震診断を受けられます。
(一部市町を除く)

②木造住宅の耐震改修事業

補強計画作成と補強工事にかかる費用を一部補助します。

③木造住宅の除却事業

解体工事の際にかかる費用を一部補助します。

＜減災化の取り組み＞

④木造住宅の移転事業

耐震性の無い住宅に住む高齢者のみ世帯等が、耐震性のある住宅に住み替える場合にかかる移転費用を一部補助します。

⑤簡易補強、部分補強、外部補強への助成事業

費用その他の理由により耐震化に踏み切れなかった世帯が取り組みやすいよう、部分的改修等の減災化にかかる費用を一部補助します。

⑥耐震シェルター、防災ベッドへの助成事業

一人でも多くの県民の命を守るということを主眼に置き、耐震シェルター・防災ベッド等の「命を守る対策」にかかる費用を一部補助します。

※いずれの事業も、事業の実施や補助上限額等については市町ごとに定めています。

【事業実績・今後の予定】

沼津土木事務所では、各市町と連携し、事業対象となる木造住宅※に対する戸別訪問を実施するなど、当該事業の普及啓発を行った結果、管内市町の耐震化率は92.4%(R5)になりました。

令和8年度は、本年度から始まる減災化のメニューについて、引き続き戸別訪問等の普及啓発を行い、耐震性のない住宅の解消に取り組みます。

※昭和56年5月31日以前に建築された既存の木造住宅が対象

【事業名】

地震対策(被災建築物の応急危険度判定)

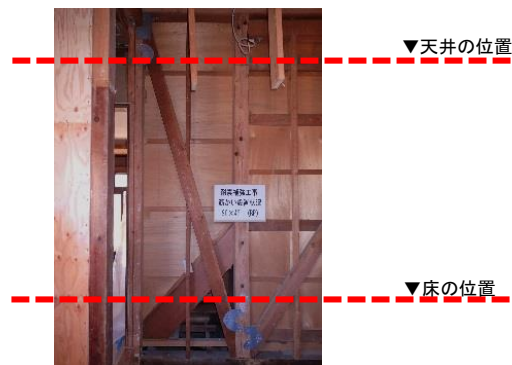
【事業概要】

余震等による建築の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、地震後、速やかに被災建築物の危険度の判定を行う「地震被災建築物応急危険度判定士」を養成しています。

【事業実績・今後の予定】

平成21年4月1日より(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンターと、県の災害時の重要な拠点施設の応急危険度判定の実施について協定を締結しています。

令和8年度は、静岡県総合防災訓練の一環として、被災建築物応急危険度判定訓練と連絡訓練を予定しています。



耐震補強の実施例
(床下から天井裏まで筋交いを設置)



簡易補強の実施例
(補強壁の上下に隙間を設けることで、天井、床を壊さずに補強ができる)



応急危険度判定訓練の様子



応急危険度判定活動の様子(熊本地震)